

日野鳥発第 7 号
平成 25 年 5 月 14 日

株式会社グリーンシェルター 御中

日本野鳥の会福井県支部
支部長 酒井 敬治

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 佐藤 仁志

「(仮称)南越前・敦賀風力発電事業環境影響評価方法書」に対する意見書

この度、貴社が作成された「(仮称)南越前・敦賀風力発電事業」に係る環境影響評価方法書について、次のとおり意見を提出します。

記

1. 対象事業実施区域の選定について

福井県南条郡南越前町板取および敦賀市杉津などを含む対象事業実施区域（以下「計画区域」という。）およびその周辺には希少猛禽類が生息している。それらは、この地域で営巣や採餌など重要な行動をとっており、その生息に大きな影響を与えることが考えられることから、風力発電施設の建設には不適切な場所であり、計画区域の見直しを行うべきである。

2. 計画区域周辺における希少猛禽類の調査範囲について

「希少猛禽類（イヌワシ）保護管理調査報告書、1995、福井県自然保護センター」によると、計画区域から 10km 以内の場所でイヌワシの生息が確認されている。

一方、岩手県釜石市の風力発電施設において、イヌワシの衝突死事例があるが、このケースでは風車建設後に十数 km 離れた営巣地から採餌のために飛来するようになった可能性が考えられる。

それらのことから、希少猛禽類の生息状況に関しては、計画区域周辺 10km 程度の範囲まで把握できるよう、調査範囲を見直すべきである。

3. 【2.1-4 表 2.1-1 (2) 事業計画策定時の環境配慮事項】について

計画区域およびその周辺で希少猛禽類等の重要な鳥類の繁殖が確認された場合、繁殖を妨げないよう、繁殖期間中は工事を中止するなどの配慮を実施する旨を記載すること。

4. 【4.2-30～33 動物（重要な種及び注目すべき生息地）】について

①表 4.2-9 (2) について

・ (3) -b-ア 猛禽類について

前述のとおり、希少猛禽類の生息状況に関しては計画区域周辺 10km 程度の範囲まで把握できるよう調査範囲を見直し、行動圏の内部構造について十分な調査を実施すべきである。

・ (3) -b-イ 渡り鳥について

渡り鳥に関しては計画区域周辺 5km 程度の範囲まで把握できるよう、調査範囲を設定すべきである。

・ (4) 調査地点について

定点観察及び空間飛翔調査の地点については、調査にあたり、適切な視界を有しているかどうか、視野図をもって示すこと。

②表 4.2-9 (3) について

・ (5) -(a)- (ア) 哺乳類・鳥類について

鳥類の調査期間については、「春、夏、秋、冬の四季の実施とする」と記されているが、春の渡り時期、繁殖期、秋の渡り時期、越冬期などと具体的に表現し、少なくとも年に 5 期分は調査を行うこと。

・ (5) -(b)- (ア) 猛禽類および (イ) 渡り鳥について

調査期間について、計画区域周辺でどのような鳥類が繁殖、越冬、春秋の渡りを行っているか、その全容を掴むためには、単年度調査では不十分であり、各年により変動があることを踏まえ、少なくとも 2 年以上継続して調査を実施すること。ただし、希少猛禽類については、繁殖状況に年変動があることを踏まえ、少なくとも 3 年以上継続して調査を実施すること。

鳥類の渡り時期の移動経路の調査については、渡り時期の幅が広いことから、春季調査については 3 月中旬～5 月下旬、秋季調査については 8 月中旬～11 月中旬とするなど、十分な配慮が必要である。

調査回数について、猛禽類における調査は 1 回を 3 日間とし、月に 2 回以上は行なうこと。特に猛禽類の風車へのバードストライクは天候不良時に起きやすいことが知られていることから、好天時と悪天候時の行動様式についても、別途調査を実施すること。渡り鳥における調査について、渡り時期に出現する鳥種は、短期間中でも大きいことか

ら、各調査は、少なくとも2週間に1回（1回につき3日間）程度実施すること。

・(6) 予測の基本的な手法について

鳥類の衝突の可能性に関しては、環境省による手引きに掲載されているものだけでなく、専門家に意見聴取するなどして最新の予測モデルを用い、衝突確率について評価を行うこと。

③表 4.2-10 について

・ラインセンサスについて

鳥類に関するラインセンサス法での調査については、各調査期において確認種数が飽和するよう、1回の調査につき4回のセンサスを実施すること。または、スポットセンサス法を用いることを検討すること。

・空間飛翔調査について

一般鳥類については空間飛翔調査を行い、計画区域における鳥類の空間的な利用状況を把握すること。空間飛翔調査では飛行高度の計測を行う必要があるが、飛翔高度を正確に把握するため、高度が分かるレーザー距離計を用いること。

④レーダー調査の利用について

鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、計画区域および周辺の地形、植生、社会的状況が許す範囲で、昼夜間のレーダー調査を実施すること。場合によっては、樹冠部をやや越える高さのやぐらを設置するなどして、レーダー調査を実施すること。

5. その他

本方法書の確定にあたっては、公開を前提として、有識者からの意見聴取を行うこと。また、環境調査中においても、随時、調査が適切に行われているか等を検討し、風力発電と野鳥との共存が図られるよう、複数の有識者からなる公開を前提とした委員会を設置し、必要な検討や提言を受けること。